

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 国際環境の変化に伴い離職を余儀なくされた、駐留軍関係離職者及び漁業離職者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「駐留軍法」という。)及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(以下「漁臨法」という。)に基づき再就職促進のための措置を総合的に講じている。
- こうした再就職支援については、
 - 今後、日米で合意された再編実施のための日米ロードマップ等に基づき在日米軍の再編が進められていく予定であり、駐留軍関係離職者が発生する見込みであること
 - 我が国の漁業を巡る国際環境についても依然として厳しい状況にあり、今後も国際協定の締結等による減船が行われ、漁業離職者が発生することが見込まれる状況にあることから、引き続き実施することが不可欠であり、両法の有効期限をそれぞれ5年間延長する必要がある。

※ 駐留軍法は平成30年5月16日、漁臨法は平成30年6月30日に期限切れ。

改正の概要

1. 駐留軍法の有効期限の延長

駐留軍法の有効期限を5年間(平成35年5月16日まで)延長する。

2. 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限の延長

漁臨法の有効期限を5年間(平成35年6月30日まで)延長する。

施行期日

公布の日